

3. 公共スポーツ施設整備のための諸制度

3-1 国庫補助金および交付金

公共スポーツ施設の新規建設は、一般財源のみならず、地方債を起債して財源を確保する。また、何年間にわたり基金ⁱⁱを積み立てて財源を確保する場合もある。さらに、都道府県であれば国の補助を、市町村であれば国や都道府県の補助を受け、地方交付税などとあわせて施設整備の予算を計上することとなる。ここでは、国が行う公共スポーツ施設整備の主な補助制度について述べる。

表 1 に国が行う公共スポーツ施設整備の主な補助制度を示した。この中で、特に公共スポーツ施設の整備に貢献してきた制度が、文部科学省の「社会体育施設整備費補助金」および国土交通省の「都市公園事業費補助」である。社会体育施設整備費補助金は、地域スポーツセンター、水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センターなどの整備を対象としてその経費を補助する制度であり、1950年代から2005年度まで実施された。その後、「安全・安心な学校づくり交付金」「学校施設環境改善交付金」と名称を変え、2006年度から始まった「安全・安心な学校づくり交付金」以降、社会体育施設整備費補助金は交付金の内数となった。

表 2 には、詳細の判明している2005年度までの社会体育施設整備費補助金の推移を示した。1985年度の77億9,000万円から減少を続け、2005年度には10億2,000万円となった。2006年からは「安全・安心な学校づくり交付金」の内数となったため詳細は不明だが、大幅に増加していることはないと推察される。

表1 主な公共スポーツ施設整備補助制度

省	制度名称	制度期間	補助率	対象(全体)	対象(スポーツ施設)
文部科学省	体育施設整備費補助金	～1980	1/3	へき地の教職員住宅、特別支援学校、実験実習施設、学校給食施設、 地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センター 、学校水泳プール、中学校武道場、学校クラブハウス など	地域スポーツセンター、水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センター など
	公立社会体育施設整備費補助金	1981～1983	1/3		
	社会体育施設整備費補助金	1984～2005	1/3		
	安全・安心な学校づくり交付金	2006～2010	1/3		
	学校施設環境改善交付金	2011～	1/3		
国土交通省	都市公園事業費補助	～2009	用地 1/3 施設 1/2	園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、 運動施設 、教養施設、便益施設、管理施設、その他の施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、スキー場、水泳プール、ボート場、スケート場、相撲場、乗馬場 など
	まちづくり交付金	2004～2009	事業費に対して概ね4割		
	社会資本整備総合交付金	2010～	現行の法律等において補助率の規定がある場合はそれを適用 対応する法律等が無い場合は1/2		
経済産業省	電源立地地域対策交付金	1974～	発電用施設の設備、運転状況に応じ 交付限度額を決定 充当額は市町村が判断	道路、港湾、漁港、都市公園、水道、通信施設、 スポーツ等施設 、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設など	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路 など
防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金	1974～	充当額は市町村が判断	交通施設及び通信施設、 スポーツ又はレクリエーションに関する施設 、環境衛生施設 など	スポーツ又はレクリエーションに関する施設(体育館、運動場、公園など)
環境省	自然環境整備交付金	2005～	上限45%	国定公園整備事業、国指定鳥獣保護区 の自然再生事業、 長距離自然歩道整備事業	国定公園内の自然歩道(長距離自然歩道)
総務省	地域間交流施設整備事業	2002～ (新設事業は 2009年まで)	原則として補助対象経費の1/3以内	宿泊施設、 スポーツレクリエーション施設 、健康増進回復施設、資料展示施設、教育文化施設 など	スポーツレクリエーション施設

表 2 社会体育施設整備費補助金の推移

年 度	金額(千円)	制 度 名
1985	7,791,344	社会体育施設整備費
1986	6,672,682	
1987	5,801,441	
1988	5,801,441	
1989	6,346,479	
1990	6,346,479	
1991	6,647,369	
1992	6,684,800	
1993	6,640,757	
1994	5,116,912	
1995	4,712,016	
1996	4,793,715	
1997	4,387,695	
1998	4,033,650	
1999	3,011,936	
2000	2,369,554	
2001	1,472,114	
2002	1,286,094	
2003	1,169,080	
2004	1,060,420	
2005	1,023,000	
2006	49,449,000	安全・安心な学校づくり交付金※
2007	70,970,000	
2008	74,867,000	
2009	75,068,000	
2010	78,354,000	学校施設環境改善交付金※
2011	43,587,000	

当初予算のみ。国立競技場、長野オリンピック関係は含まず。

※社会体育施設整備費はこの内数であり、詳細は不明。

笹川スポーツ財団（2011）より作成

国土交通省の都市公園事業費補助は 1950 年代から 2009 年まで行われた。都市公園は表 3 に示したように、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等に大別できる。このうち、都市基幹公園における運動公園が主に公共スポーツ施設としての役割を担っており、補助対象施設は表 4 に示した通りである。これをみると、さまざまな施設が補助対象となっており、その範囲は文部科学省の社会体育施設整備費補助金（現 学校施設環境改善交付金）よりも広い。さらに表 1 の通り、補助率も 1/2 と社会体育施設整備費補助金の 1/3 よりも高いことがわかる。その後、都市公園事業費補助は「社会資本整備総合交付金」（2010 年度～）に統合され、現在に至っている。社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方自治体向け個別補助金を一つの交付金に一括化したもので、道路、港湾、下水道といったインフラ整備や都市

公園などの市街地整備、住環境整備といった地域住宅支援を総合的に支援し、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫が生かせる交付金となっているⁱⁱⁱ。しかし、社会資本整備総合交付金は地方自治体における総合的なまちづくりの計画に対して交付されるため、個々の自治体の都市公園事業に使用された金額を計画から算出することはできても、国費として都市公園事業に使用された総額を算出することは非常に困難となっている。

このように、公共スポーツ施設整備のための主な補助制度として、社会体育施設整備費補助金（現 学校施設環境改善交付金）および都市公園事業費補助（現 社会資本整備総合交付金）が存在してきたが、現在はそのうちの程度の金額が公共スポーツ施設整備に使用されているかを把握することはできない。

表 3 都市公園の種類

種類	種別
住区基幹公園	街区公園
	近隣公園
	地区公園
都市基幹公園	総合公園
	運動公園
大規模公園	広域公園
	レクリエーション都市
国営公園	
緩衝緑地等	特殊公園
	緩衝緑地
	都市緑地
	緑道

国土交通省ウェブサイトより作成

表 4 都市公園における主な補助対象施設

分類	園路広場	休養施設	遊戯施設	運動施設	
公園施設の 種類	園路 広場	休憩所 ベンチ 野外卓 キャンプ場	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設	相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪
		その他これらに 類するもの	砂場 徒歩池 その他これらに 類するもの	ボート場 スケート場 スキー場	その他これらに 類するもの これらに附属する 工作物 (観覧席、シャワー等)

国土交通省ウェブサイトより作成

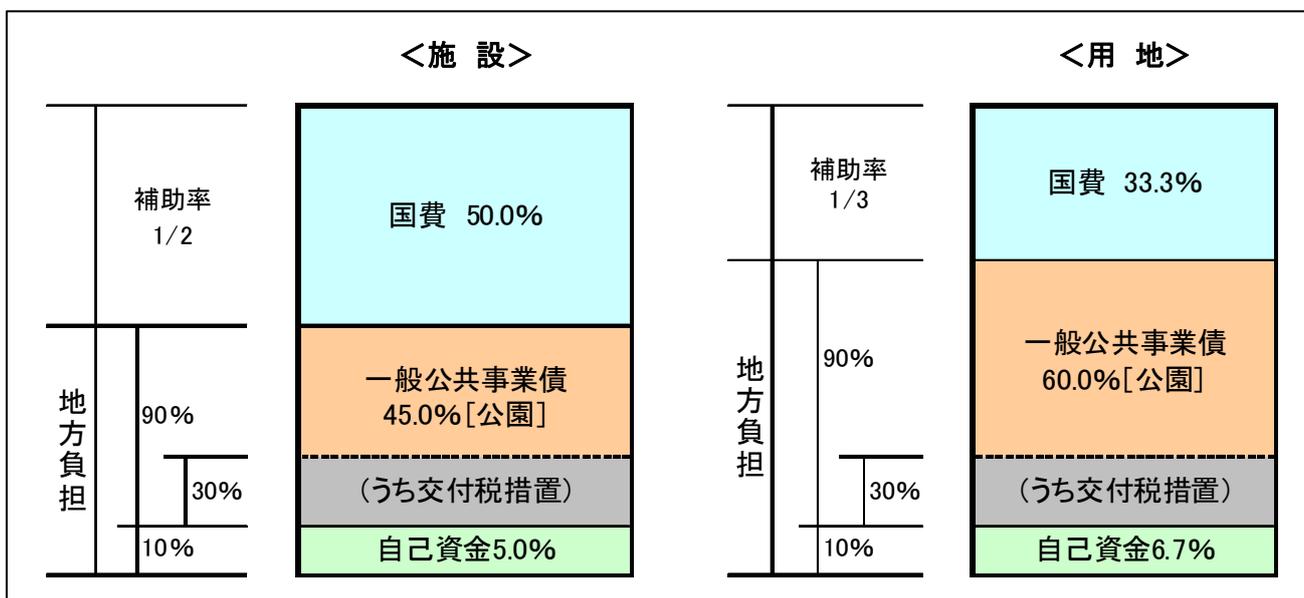
3-2 地方債

自治体が公共スポーツ施設を整備するための財源として、前節において触れた国から交付される国庫補助金や交付金以外に地方債がある。地方債とは、地方自治体が財政上必要とする資金を将来その資金を償還するなどの債務を負うことにより外部から調達する仕組みである。地方債はその対象事業の種類によって区分することができ、公共スポーツ施設整備のために充てられる地方債としては次のものがある。

①一般公共事業債

一般公共事業債は、港湾事業、河川事業、道路事業、都市計画事業などの国庫補助事業に係る地方負担額および国の直轄事業に係る負担金等を対象としており^{iv}、都市公園内に設置される公共スポーツ施設の整備にも充てられた^v。図1は社会資本整備総合交付金創設以前の都市公園等整備事業のうち、補助事業に係る財源を示したものである。前節で触れたように、都市公園等整備事業のうち、施設整備に対しては補助基本額の1/2（用地に対しては1/3）が国庫補助金として交付された。一般公共事業債は、都市公園等整備事業費のうち国庫補助金を差し引いた地方負担の90%に充当され、社会資本整備総合交付金創設以後も同様である。

図1 都市公園整備事業に係る財源（1）



富山県ウェブサイトより引用

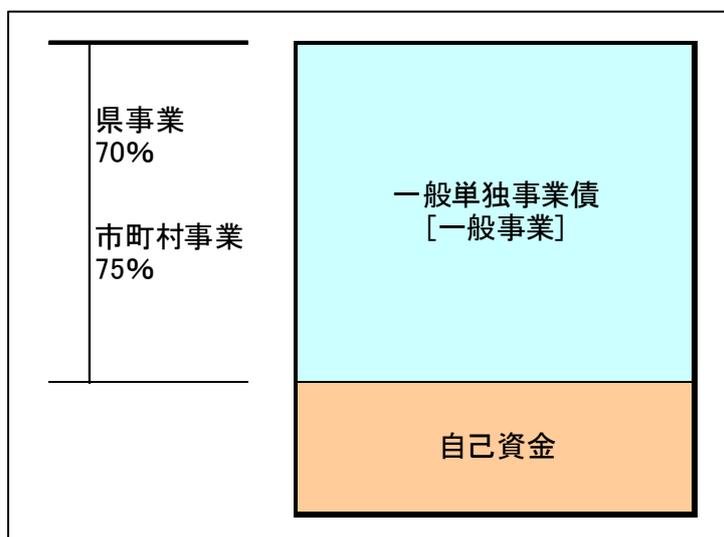
②公園緑地事業債および一般事業債

公園緑地事業債は一般単独事業債の中の小項目として設けられたものであり、都市公園法等に基づく都市公園施設の整備事業で墓園、動植物園等他の事業債で対象とされるもの以外の事業債および古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等に

基づく古都保存事業および緑地保全事業を対象としていた。充当率は都道府県についてはおおむね 95%、政令指定都市はおおむね 70%、市町村は 75%とされていた^{vi}。一般公共事業債と同様に、都市公園内に設置される公共スポーツ施設の整備にも充てられた。

公園緑地事業債の区分は 2001 年度をもって廃止され、現在は一般単独事業債のうち一般事業債に位置付けられている。図 2 は都市公園等整備事業のうち国から補助金が交付されない単独事業に係る財源を示したものである。一般事業債は地方自治体が単独事業として行う都市公園等整備事業の、都道府県・政令指定都市については 70%、市町村については 75%に充当される。

図 2 都市公園整備事業に係る財源 (2)



富山県ウェブサイトより引用

また、一般事業債は地方財政法第 5 条に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されないすべての一般会計事業債を対象としており、2006 年度の交付金化以前の社会体育施設整備費補助金の補助裏にも充当されていた^{vii}。

③ 辺地対策事業債

辺地対策事業債とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」により、政令で定める要件に該当する辺地を包括する市町村が、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費に充てるために発行する地方債である。観光またはレクリエーションに関する施設はこの地方債の対象事業となっており、道路（道路そのものが観光またはレクリエーション施設であるサイクリングロード、遊歩道の類および観光またはレクリエーション施設エリア内の連絡道に限る）、スキー場（リフトおよび圧雪機械を含む）、

体育館、運動場、プールなどの公共スポーツ施設の整備に充てることができる。充当率は100%であり、元利償還に要する経費については毎年度元利償還金の80%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入される^{viii}。

④ 過疎対策事業債

過疎対策事業債とは、「過疎地域自立促進特別措置法」により、過疎地域として指定された市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する出資および施設の整備に要する経費に充てるために発行する地方債である。辺地対策事業債と同様に、観光またはレクリエーションに関する施設はこの地方債の対象事業となっており、道路（道路そのものが観光またはレクリエーション施設であるサイクリングロード、遊歩道の類および観光またはレクリエーション施設エリア内の連絡道に限る）、スキー場（リフトおよび圧雪機械を含む）、体育館、運動場、プールなどの公共スポーツ施設の整備に充てることができる。過疎対策は1970年の過疎地域対策緊急措置法に始まったが、過疎対策事業債は過疎地域緊急措置法の時代から活用されてきた。充当率は100%であり、元利償還に要する経費については毎年度元利償還金の70%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入される^{ix}。

⑤ 厚生福祉施設整備事業債および一般事業債

厚生福祉施設整備事業は、いわゆる「特別地方債」として厚生年金保険および国民年金積立金の還元融資資金によって起債ができるもので、対象となる施設は、老人福祉施設や身体障害者更生援護施設等の「社会福祉施設」および福祉センターや保健所等の保健衛生施設や会館等の厚生文化施設等を対象とする「社会福祉施設等」と、宿泊休養施設等のレクリエーション施設や体育館等の公共スポーツ施設を対象とする「レクリエーション・スポーツ施設」とに分かれていた。当該施設はその資金の性格上、各年金の被保険者等の利用が十分に期待されうるものでなければならぬとされていた^x。

特別地方債は2000年度をもって廃止され、厚生福祉施設整備事業債の対象事業のうち社会福祉施設整備事業および介護サービス施設整備事業の対象となるものを除き、一般事業債の対象となっている^{xi}。

⑥ 地域総合整備事業債

地域総合整備事業債（以下、地総債）は地方自治体が計画的に選択した事業に対して地方債を措置することにより、地方公共団体の自主性・計画性を確保しつつ、地域の総合的な整備を促進することを目的として、1978年に第三次全国総合開発計画の新広域市町村圏振興整備の必要性を踏まえ、創設されたものである。その後、1984年に広域的な地域振興計画または市町村の基本構想等に基づく個性的で魅力あるまちづく

り、地域づくりのために都道府県および市町村が計画的に行う公共施設の整備における地方単独事業を推進するため、まちづくり特別対策事業が創設された際に、元利償還金に対する交付税措置（基準財政需要額への算入措置）が講じられる「特別分」が導入された。当時は充当率が70%で、基準財政需要額への算入率は財政力指数^{xiii}に応じて25～50%とされていたが、1986年度に充当率を75%に、交付税措置を30～55%に引き上げることとされた^{xiii}。その後、地域総合整備事業債特別分の対象は、毎年度順次拡大され、1986年度にはリーディング・プロジェクトおよび防災まちづくり事業が、1988年度にはふるさとづくり特別対策事業が創設され、起債充当残の一般財源部分に対する当該年度事業費補正措置が導入され、当時のふるさと創生の流れにも沿って事業量は飛躍的に伸びていった。その後、ふるさとづくり特別対策事業は、地域づくり推進事業、ふるさとづくり事業へと引き継がれた。

施設の整備手法については、民間施設全体の買い取りや民間の建造物の一部の区分所有権の買い取り等の手法による場合も対象とされていたほか、公共施設の新設に限らず、既存の施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業についても、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に付加し、あるいは構造を大きく変えるなどの実質的な内容があり、地方自治体が自主的・主体的に実施するものは対象となった。なお、補助事業等で整備した施設の増築や改築、大規模の模様替え等のリニューアル事業も対象となった^{xiv}。この地方債によって体育館、柔剣道場、プール、屋内プール、テニスコート、野球場、サッカー場などの公共スポーツ施設を整備することができた^{xv}。

地総債は2001年度をもって廃止され、2002年度以降は経過措置として2001年度までに着手した事業のうち、2003年度までに起債の許可を受けて事業を開始したものについて、継続事業分が措置された^{xvi}。

⑦合併特例債

合併特例債は「市町村の合併の特例に関する法律」（旧法）が1999年に改正された際に創設されたものであり、合併市町村まちづくりのための建設事業（市町村建設計画に基づく合併後10か年度の間特に必要な事業の経費）と合併市町村振興のための基金造成に充当された。充当率は対象事業費のおおむね95%であり、元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入された。この地方債は地方単独事業のみならず、国庫補助事業に係る地方負担額にも充てることができた。対象事業の例としては、旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備（道路、橋りょう、トンネルなど）、合併市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備（住民が集う運動公園等の整備）などが挙げられ^{xvii}、公共スポーツ施設の整備も合併特例債の起債対象事業であった。なお、この地方債は2005年4月からの「市町村の合併の特例等に関する法律」（新法）の施行により廃止されたが、旧法の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業には充てることができた^{xviii}。

⑧新産業都市等建設事業債および首都圏等建設事業債

新産業都市等建設事業債とは、「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する対象事業について、通常の負担額を超えて実施する場合に、起債の①充当率の嵩上げ、②利子補給が行われる地方債であり、都道府県のみを対象とするものである^{xix}。公共スポーツ施設整備が関係するのは都市公園事業の超過負担分に充当される部分である。この地方債は、新産業都市建設促進法が 2000 年度末で廃止されたため、2001 年度から首都圏等建設事業債に名称を変更し、経過措置に移行した。

⑨一般補助施設整備等事業債

一般補助施設整備等事業債は 2006 年度に創設され、地方財政法第 5 条等に規定する適債事業のうち、地方債計画上他の事業項目で措置されないすべての事業を対象としている（原則として、国庫補助事業を対象としている）。公共スポーツ施設整備に関連する事業としては、まちづくり交付金事業、レクリエーション・スポーツ施設が挙げられる^{xx}。

以上みてきたように、公共スポーツ施設整備のために、国庫補助金・交付金の補助裏や、単独事業にさまざまな地方債が充当される。では、地方自治体が具体的にどのような地方債を活用してスポーツ施設を整備してきたのか。次章ではいくつかの事例をみることにする。